

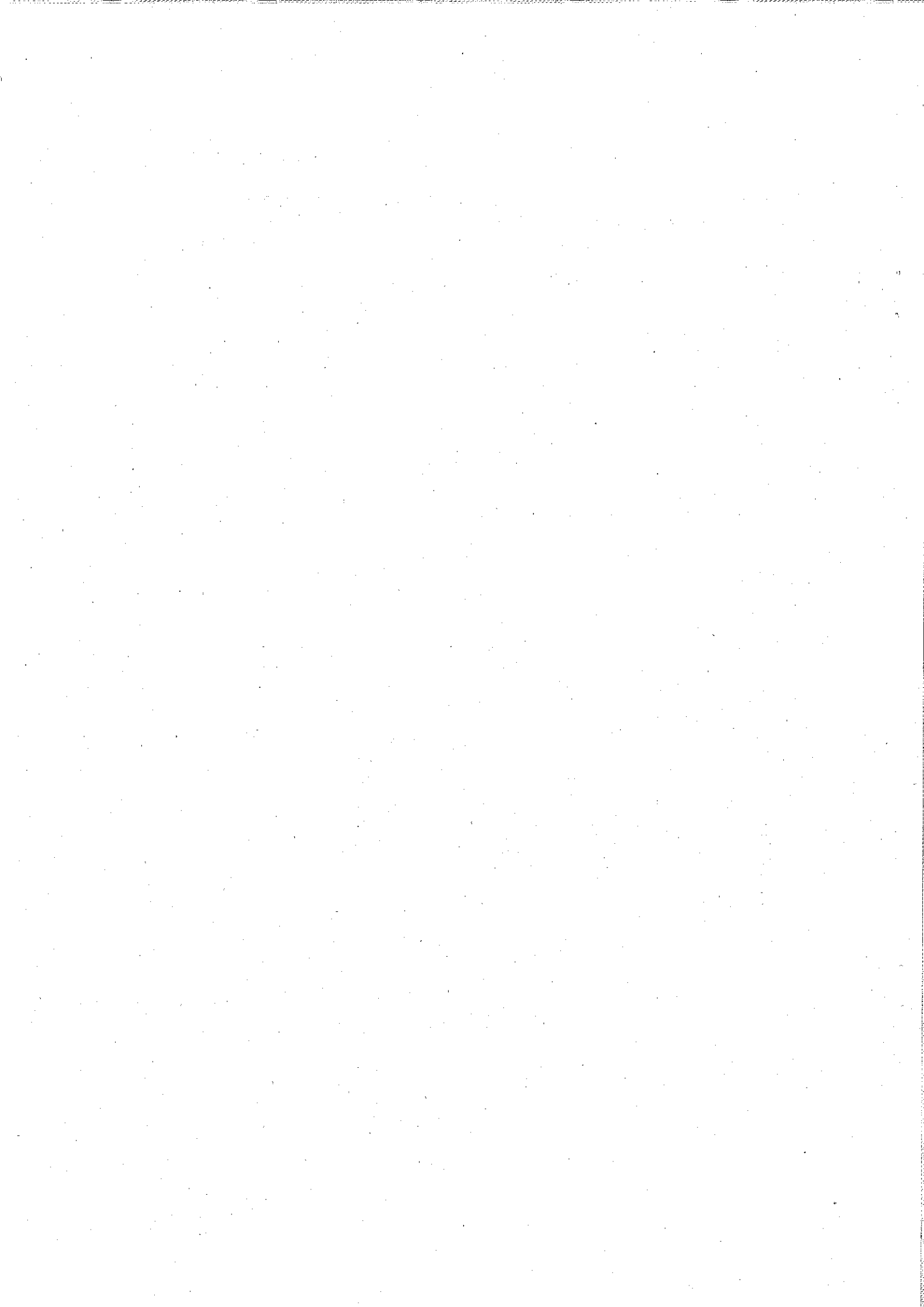
議案第44号

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月11日提出

日野町長 塔 田 淳 一



日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年3月29日厚生労働省令第50号）が平成31年4月1日から施行され、指定都市も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるようになったため、条例の改正が必要となった。

2 改正内容

放課後児童支援員認定資格研修の実施者に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長を加えるための改正（第9条）

3 附則

公布の日から施行する。

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日野町条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) ～ (10) 略 4 及び5 略</p>	<p>(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) ～ (10) 略 4 及び5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。